

平成23年6月16日

奈良県くらし創造部青少年・生涯学習課
課長 古市 秀俊

質問回答書

次の業務について下記のとおり回答します。

業務番号： 第2号

業務名： 野外活動センター管理棟新築建築基準法第12条第5項の規定による報告業務

No.	質問内容	回答案
1	入札会場について、地図で見ると第1センターと第2センターと分かれているがどちらか？	第1センターです。
2	敷地求積図及び、敷地断面図の作成は元となる何らかのデータは御座いますか？ 若しくは、1からの筆界確定及び、測量が必要となりますか？	データはありません。 筆界確定及び測量は不要です。断面図は地形図より作成となります。
3	建築物一覧表の「※図面有り」とは、一般図、詳細図、建築図、構造図、電気図、機械図これらの内、どの程度の物が御座いますか？又、紙データですか？CADデータですか？ ※特に1、2、10の施設の詳細を御教え下さい	1、2、10の施設については、配置図、面積図、平面図、断面図、立面図、天井伏図、屋根伏図、矩形詳細図があります。 その他については、平面図、立面図、断面図があります。すべて紙データです。
4	1、2、10の施設の構造計算書が無い場合、新たな構造計算は必要ですか？	不要です。
5	建築物一覧表の「法チェック◎印」の無い施設に関しては、平面図、立面図、建物求積図の作成までと考えて宜しいでしょうか？	よろしいです。
6	特記仕様書業務内容図面作成の内「建築確認申請と同様の図面を作成するものとする」について、具体的な図面名称のご指示をお願いします。	建築物により異なりますが、建築基準法施行規則第1条の三を適用することとします。
7	特記仕様書業務内容図面作成の内「別添一覧表の建築物すべてについて配置寸法を記載した配置図を作成するものとする」について、どれを基準としての配置寸法図面となるのか具体的にご指示をお願いします。	本館が基準となります。
8	特記仕様書業務内容図面作成の内「2面以上の敷地断面図を作成するものとする」について、各々の建物周辺の敷地断面図でよろしいですか。又は、センター全体の敷地断面図の意味ですか。ご指示をお願いします。	センター全体の敷地断面図です。
9	特記仕様書業務内容図面作成の内「敷地求積図を作成するものとする」について、センター全体敷地を測量する必要があるのかどうかご指示をお願いします。	不要です。

10	本業務内容は、12条報告が奈良市に受理されるまでの一切の報告書作成及び手続きであり、その為の図書作成にあたって 特記仕様書2. に示す担当技術者の配置が必要と解してよろしいでしょうか(工事監理の能力について言及されていますが、今回監理業務があるというわけではない)。	よろしいです。
11	直近の計画通知の棟(施設名称)と、検査済証年月日をおしえてください。	適合通知を受けているのは本館、宿泊棟、体育館ですが、計画通知時の図面はなく、検査済証は受けていません。
12	検査済証の無い棟はありますか。	回答11に同じです。
13	本敷地全周において、隣地との境界は明らかですか。	道路境界確定、奈良県杭が数カ所程度あります。
14	敷地全体図がありますか、又 それと現地は照合可能ですか。	来場者への案内図程度の簡単な敷地全体図はあります。